

令和4年度
邑楽町教育委員会
点検評価報告書

令和5年8月
邑楽町教育委員会

邑楽町教育委員会教育長・教育委員名簿

(令和2年10月1日～)

職 名	氏 名
教 育 長	藤 江 利 久
教育長職務代理者	岡 田 真 幸
委 員	谷 津 洋 子
委 員	中 村 郷 志
委 員	橋 本 明 香

目 次

第1章 教育委員会の点検評価制度.....	1 頁
1 制度の趣旨.....	1 頁
2 令和4年度教育行政方針.....	1 頁
第2章 教育委員会の活動状況.....	3 頁
1 会議の開催.....	3 頁
2 会議以外の活動.....	6 頁
第3章 教育行政方針の点検評価結果（令和4年度）.....	8 頁
1 「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進.....	8 頁
2 未来につながるICT（情報通信技術）教育の充実・推進...	18 頁
3 学校・家庭・地域の連携.....	19 頁
4 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり.....	20 頁
5 地域に根を生やした、たくましい青少年の育成.....	25 頁
6 町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興.....	26 頁
7 町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進...	29 頁
◇参考資料.....	33 頁
第4章 学識経験者の意見.....	35 頁
1 学識経験者からの意見.....	35 頁
2 学識経験者氏名.....	41 頁

第1章 教育委員会の点検評価制度

1 制度の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第26条において、すべての教育委員会は、毎年、教育行政の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

本報告書は、令和4年度の本町教育委員会の活動を振り返るとともに、基本方針である「教育行政方針」について、教育委員会自ら進捗状況の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を聞いて作成したものです。

2 令和4年度教育行政方針

(1) 基本理念

邑楽町教育委員会は、自然と歴史ある文化の特色を活かし、人間尊重の精神に基づいた高い知性、豊かな人間性、心身ともに健康で規律ある人間の育成をめざして、信頼と秩序ある心の通う教育を推進します。

(2) 基本方針

国際化、情報化、科学技術の発展などによって変化する社会の要請と地域住民の期待と願望を踏まえ、学校、家庭、地域がよりよい連携を図りながら、「基本理念」の具体的実現のために、次の7つの目標を挙げて教育行政を推進します。

1. 「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進

児童生徒の確かな学び、豊かな心、たくましく生きるための健康な体を育てるために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、他人を思いやる心や善悪の判断力、奉仕の精神を培う教育活動を推進します。

2. 未来につながるICT(情報通信技術)教育の充実・推進

国のGIGAスクール構想（1人1台のパソコン整備）に基づいたICT機器の活用・指導力の向上による授業改善に努めます。

3. 学校・家庭・地域の連携

学校は、積極的に家庭や地域社会と連携し、連帯感を持って町全体で邑楽町の子ども達の健全育成を図ります。

4. 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり

生涯にわたる町民の自主的・創造的な学習活動を支援するとともに、その拠点となる施設の整備や運営の改善を図ります。社会教育を通じて町民誰もが一人の人間として尊重され、地域の中で役割をもって活躍できる、心豊かな町づくりに努めます。

5. 地域に根を生やした、たくましい青少年の育成

家庭と地域の教育力の向上を目指し、学社融合を進めます。また、青少年を取り巻く環境の改善・浄化に取り組むとともに、青少年が社会に関わる体験活動の充実を図り、郷土を愛し、生き抜く力を持ったたくましい青少年の育成に努めます。

6. 町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興

町民主体の芸術・文化活動の支援や伝統文化の継承に努めます。また、文化財の保護保存と活用に努め、町民が町を愛し誇りの持てる、文化の香り高い町づくりを推進します。

7. 町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進

健康で明るい豊かな生活を目指し、町民誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、町民のニーズに応じた支援体制を充実します。また、各種スポーツ団体・クラブとの連携を図り、指導者の確保や資質の向上、競技力の強化に努めます。

第2章 教育委員会の活動状況

1 会議の開催

令和4年度においては、教育委員会会議を12回開催し、議案等を審議しました。また、邑楽町総合教育会議を1回開催しました。

会議名	日時	案件等
4月 教育委員会会議	4月27日(水) 9:30～ 10:27	(議案第6号) 邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について (協議・報告等) ・群馬県学校教育の指針及び東部教育事務所の運営方針について ・児童・生徒数(令和4年4月7日現在)について ・令和4年度学校訪問指導の前期日程について ・令和4年度邑楽町社会教育計画について
5月 教育委員会会議	5月23日(月) 9:30～ 10:19	(議案第7号) 邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (議案第8号) 邑楽町立学校評議員の委嘱について (議案第9号) 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (議案第10号) 邑楽町社会教育委員の委嘱について (議案第11号) 邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱について (議案第12号) 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について (議案第13号) 邑楽町文化財保護調査委員の委嘱について (議案第14号) 邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命について

<p>6月 教育委員会会議</p>	<p>6月28日(火) 16:10～ 16:54</p>	<p>(議案第15号) 邑楽町社会教育委員の委嘱について (議案第16号) 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について (協議・報告等) ・令和3年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について</p>
<p>7月 教育委員会会議</p>	<p>7月21日(木) 9:30～ 10:17</p>	<p>(議案第17号) 令和5年度使用教科用図書採択について (議案第18号) 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (議案第19号) 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について (議案第20号) 邑楽町社会教育委員公募要綱の一部を改正する要綱について (協議・報告等) ・令和3年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について ・令和4年度第1回邑楽町教職員研修会の開催について ・町内小中学校の運動会・体育祭について</p>
<p>8月 教育委員会会議</p>	<p>8月22日(月) 9:30～ 11:05</p>	<p>(議案第21号) 令和3年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について (議案第22号) 邑楽町図書館協議会委員の任命について (協議・報告等) ・令和4年度邑楽町教育費補正予算(案)について</p>
<p>9月 教育委員会会議</p>	<p>9月28日(水) 9:30～ 10:33</p>	<p>(議案第23号) 令和4年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について (協議・報告等) ・全国学力・学習状況調査結果について ・後期学校訪問指導について ・岡部蒼風顕彰事業について ・町民文化祭について</p>
<p>10月 教育委員会会議</p>	<p>10月26日(水) 9:30～ 10:17</p>	<p>(協議・報告等) ・令和4年度邑楽町文化功労賞について</p>

11月 教育委員会会議	11月28日(月) 9:30～ 10:54	(協議・報告等) ・令和4年度邑楽町教育費補正予算(案)について ・教職員人事について ・令和5年邑楽町二十歳のつどいについて
12月 教育委員会会議	12月16日(金) 13:30～ 14:06	(議案第24号) 邑楽町物価高騰対策子ども応援給付金支給要綱について
1月 教育委員会会議	1月26日(木) 9:30～ 10:05	(議案第1号) 邑楽町スポーツ競技優秀団体壮行金交付要綱について (協議・報告等) ・教職員人事について ・邑楽町教育委員会スポーツ表彰規定について ・令和5年度「町民スポーツイベント」要項(案)について ・令和4年度邑楽町いじめ防止こども会議について ・令和4年度管内小中学校の卒業式について ・令和5年度管内小中学校の入学式について
2月 教育委員会会議	2月21日(火) 9:30～ 10:40	(議案第2号) 令和4年度末教職員管理職人事について (議案第3号) 県費負担教職員の指導措置について (協議・報告等) ・令和4年度邑楽町教育費補正予算(案)について ・令和5年度邑楽町教育費予算(案)について ・令和5年度邑楽町教育行政方針(案)について
総合教育会議	3月28日(火) 9:00～ 10:05	(協議事項) ・令和4年度邑楽町教育行政の成果と課題について ・令和5年度に向けて
3月 教育委員会会議	3月28日(火) 10:10～ 10:55	(議案第4号) 令和5年度邑楽町教育行政方針について (協議・調整事項) ・令和4年度末教職員、事務局等職員人事について

2 会議以外の活動

教育委員は、教育委員会会議のほか学校等訪問や小中学校の入学式や卒業式などの行事にも出席しました。

(1) 教育委員による研修等への参加

- ・管内学校等訪問

実施日時 令和4年6月28日(火)

訪問先 管内6小中学校、学校給食センター、教育相談室・適応指導教室

内容 授業参観、学校管理職からの説明及び意見交換等

- ・市町村教育委員会研究協議会

実施日時 令和4年11月10日(木)・11日(金)

場所 昌賢学園まえばしホール(前橋市民文化会館)ほか

内容 基調講演、パネルディスカッション、分科会

- ・管内生涯学習課関連施設等情報交換会

実施日時 令和5年1月26日(木)

場所 役場会議室

対象施設 中央公民館、長柄公民館、高島公民館、町立図書館、町民体育館

内容 各施設長からの説明及び意見交換

(2) 教育委員による主な行事等への参加

- ・小中学校入学式(4月)
- ・小中学校指導主事訪問(5月、6月、10月、11月)
- ・二十歳のつどい(1月)
- ・小中学校卒業式(3月)

〈点検評価〉

- ・教育委員会会議を毎月開催し、提出された案件等のすべてを適切に処理することができました。
- ・コロナ禍においても参加することができた研修会では、先進的な取組など情報収集に努めることができました。
- ・管内学校訪問では、授業参観を通して日常の子どもたちの様子を知ることができ、また校長等との意見交換では、各学校の経営方針などの理解も深めることができました。
- ・生涯学習施設との情報交換会では、各施設の利用・運営状況や課題などの把握に努めました。
- ・総合教育会議を開催し、町長と教育委員との意見交換の場を設けることができました。

〈課題〉

- ・有意義な研修会には積極的に参加し、情報収集に努める必要があります。
- ・できるだけ施設に訪問し、直接現場からの声を聞くことにより、現場で抱える課題や問題点

などの把握に努め、教育行政に反映させていく必要があります。

- 総合教育会議を今後も継続的に開催することにより、町長と教育委員の教育行政における意思疎通を図っていく必要があります。
- 教育委員会会議においては、資料を事前に配布するなど、より効率的で有益な会議運営が行えるよう工夫していく必要があります。

3章 教育行政方針の点検評価結果（令和4年度）

1 「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進

（1）児童生徒が生き生きと学ぶ魅力と特色ある学校経営

〈実施状況〉

- ・魅力と特色ある学校経営を目指し、各校長が重点的に取り組みたいことや前年度の課題を改善するための経営目標を設定し、その明確化を図りました。また、学校経営の充実のために各校長が年2回の学校評価をもとにしたPDCAサイクルによる評価・改善を行いました。
- ・学力向上委員会を中心として、各学校の実態をもとに学力向上計画を立案し、学力向上に向けた組織的、継続的な取組の充実を図りました。
- ・児童生徒の実態を把握するとともに、伸ばしたい資質、能力を明確にしてめざす子どもの姿を具現化し、授業実践及び校内研修を推進しました。
- ・群馬県教育委員会が発行する「はばたく群馬の指導プランⅡICTVer.」に基づき、ICT機器を有効活用した授業改善に取り組みました。
- ・教職員のキャリア段階に応じた職能成長を図るため、能力評価、業績評価による人事評価制度を活用しました。
- ・教職員一人一人の資質・指導力及び学校経営参画意識の向上を図るため、各学校における人事評価等に基づき、個々の教職員の適性を生かした校務分掌の見直しと改善を行いました。
- ・幼稚園・保育園・こども園と小学校の円滑な接続を図るため、幼保こ小連携推進会議における協議内容を園経営や学校経営に取り入れました。
- ・通常学級、特別支援学級、通級指導教室において一人一人の子どもの特性に応じたきめ細かな指導、支援の充実に努めました。
- ・教職員の多忙化解消のために、各校においてICT機器の有効活用による業務の改善を行いました。

〈点検評価〉

- ・各校長がそれぞれの学校の実態に合わせた取組の重点を設定し、学校評価の結果を受けた修正を加えながら、学校経営目標の実現に向けて教職員が協働体制で取り組むことで、魅力と特色ある学校経営を進めることができました。
- ・研修主任と学力向上コーディネーターが学力向上委員会の核となり、ICT機器の有効活用を通じた「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践や、家庭との連携による家庭学習の推進に取り組むことで、児童生徒の主体的な学びが促進されました。
- ・各学校の実態に合わせた組織的な校内研修を行うとともに、学校訪問では東部教育事務所等から指導を仰ぐことを通じて、研修や授業の質を高めることができました。
- ・授業でのICT機器使用に慣れることから、ICT機器の特性を生かして効果的に活用することに教職員の意識が徐々に変化し、授業の質を高めることができました。
- ・管理職が教職員一人一人に対して指導助言や面談を行うことで、適切に人事評価を実施する

ことができました。人事評価により、教職員の自己課題の解決、キャリア段階に応じた職能成長、意欲の高揚、意識の改善につながりました。

- ・各学校の実態に応じて可能な範囲で教職員個々の適性に応じた校務分掌の割り振りを行ったことで、教職員の学校運営に対する参画意識が高まり、組織力の向上につながりました。
- ・幼保こ小連携推進会議の中で互いに気になることを話し合ったり、保育・授業を参観し合ったりしたことにより、幼保こ小それぞれの教育課程に係る相互理解が深まり、スタートカリキュラムや架け橋プログラムを意識した保育や授業の改善につながりました。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と計画に基づく組織的、計画的、継続的な指導を推進しました。通級指導教室では、個別に支援が必要な児童に寄り添った指導の充実を図るとともに、令和5年度から始動する巡回型教室の体制を整備しました。
- ・児童生徒の欠席連絡や各種アンケート、家庭への配布物等をデジタル化したり、校務支援システムを活用したりすることで、教職員の業務改善に繋げることができました。

〈課題〉

- ・授業における ICT 機器の活用が進んできましたが、「授業のねらいを達成する」ことが授業本来の目的であり、ICT 機器はそのための道具であるという共通認識で授業改善に取り組むことが必要です。
- ・コロナ対応が一段落し、様々な教育活動が再び見直しを迫られる中で、教育的効果と業務改善のバランスを考えて取り組んでいくことが必要です。

(2) 自ら学び考え行動する力の育成

① 確かな学力の向上をめざす教育内容及び教育方法の改善・充実

〈実施状況〉

- ・「はばたく群馬の指導プランⅡ ICTVer.」に基づき、児童生徒が主体的で対話的な学習ができるように、問題解決的な学習や ICT 機器を活用した交流等を授業に取り入れるなど、指導方法を工夫・改善しました。
- ・児童生徒一人一人の学習状況に合わせた学習支援を可能にするため、各校において授業における学習形態の工夫を行いました。また、町費学校指導助手・支援員を各校に配置し、個に応じたきめ細かな支援を行いました。
- ・小学校では各学校が工夫して教科担任制を取り入れ、教科の専門性や特性を活かした指導を行い、学力向上を図りました。
- ・ALT（外国語指導助手）の全校配置と中学校英語科教諭の小学校兼務及び小学校英語専科教諭による小小連携を通して、児童生徒の英語のコミュニケーション能力の向上や小学校担任の外国語活動に係る授業力の向上を図りました。
- ・各校において、教科横断的な側面から総合的な学習の時間の学習内容を見直しました。また、活動の充実のために予算措置を行い、児童生徒の学びを支援しました。
- ・各学校におけるキャリア教育の全体計画を見直し、各教科における計画的な指導を推進しました。また、キャリアパスポートを活用し、将来の夢や希望をはぐくむキャリア教育の充実を図りました。また、望ましい職業観の形成と進路指導の充実に努めました。

〈点検評価〉

- ・「はばたく群馬の指導プランⅡICTVer.」に基づき、ICT 機器を効果的に活用しながら「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう授業改善を推進したことにより、児童生徒が学習意欲を高め、課題解決に向けて他者と協働しながら授業に取り組むようになりました。
- ・実態把握に基づき、少人数指導（習熟度別等）や TT（ティームティーチング）指導等、指導体制の工夫・充実に努めたことにより、個に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができました。また、町費学校指導助手や県費学習指導員を適切に配置したことにより、個に応じた指導をより効果的に推進することができました。
- ・小学校では、教科担任制の充実に努めることで教材研究が効率的になり、専門性を生かした指導がなされ、授業の質を向上させることができました。
- ・ALT の適切な配置により、ALT が児童生徒に関わる時間の量的な確保ができ、児童生徒が英語に慣れ親しむ機会を増やすことができました。また、中学校英語科教諭が小学校に兼務したことで、小中連携による英語教育の充実と中一ギャップの軽減に資することができました。さらに教科担任制による小学校外国語科の授業力向上や児童のコミュニケーション能力の向上が見られました。中学校英語科教諭も小学校の外国語科を担当したことで、小学校の外国語教育における理解が進み、中学校英語科の授業改善にもつながりました。
- ・各校の総合的な学習の時間において、学校行事や各教科の学習内容とのつながりを意識した教科横断的なカリキュラムの編成を行い、探究的な活動を通して児童生徒の「生きる力」を育む取組を行いました。
- ・キャリア教育の計画的な指導を推進するため、キャリアパスポートを活用しながら実践に努めました。また、望ましい職業観、勤労観の形成を目指すキャリア教育を推進するため、小学校においては係・当番活動や委員会活動、縦割り活動における各児童の役割遂行をきめ細かく指導し、中学校においては、生徒の自己目標を明確にした進路指導をきめ細かく行いました。

〈課題〉

- ・ICT 機器の活用という側面のみにとらわれず、全教職員が授業のねらいを達成するための授業改善に取り組めるような研修を計画的に実施する必要があります。
- ・小小連携・小中連携を意識した ALT の配置や、中学校英語科教諭における小学校外国語科の学習内容の系統性についての理解を深める必要があります。

②調和のとれた「豊かな人間性」の育成

〈実施状況〉

- ・命の大切さに関する授業や、「SOS の出し方教育」を各学年で実施し、生命を尊重する態度を育成する指導の充実に努めました。また、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進に努めました。
- ・「おうら生き生きプラン『規則正しい生活リズムで生き生きした子どもに！』」や「ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」等を保護者へ配布し、学校・家庭が連携して児童

生徒の学習習慣や生活習慣を身に付ける拠り所として活用しました。

- ・ 小学校における児童主体の縦割り活動の充実や、中学校での自発的、自治的な生徒会活動の取組を推進し、自己有用感を育めるように活動内容を見直しました。
- ・ 児童生徒一人一人のよさや努力を認めて励ます積極的な生徒指導を推進しました。
- ・ 各学校の「いじめ防止基本方針」を見直し、組織的・継続的な実践を推進しました。また、いじめの未然防止につながるよりよい集団を築くため、輪番制による学級会を推進し、特別活動の充実を図りました。
- ・ 教育相談部会や教育相談地域連携推進会議等、各学校と町相談室等の関係機関が連携した教育相談体制の充実を図りました。
- ・ 人権教育を推進するため、各校において「群馬県人権教育充実指針」や「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に基づき、人権教育全体計画および年間指導計画に沿った授業や学校行事を実施しました。
- ・ 幼児児童生徒一人一人の障がいや特性に応じたきめ細かな指導・支援を充実するため、通級の充実や校内特別支援教育体制の充実に努めました。

〈点検評価〉

- ・ 道徳の授業において ICT 機器を有効活用することで、子どもたちが自分と向き合う時間を確保したり、他者の多様な考えに触れる機会を容易に設けたりすることができ、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を進めることができました。
- ・ 「おうら生き生きプラン『規則正しい生活リズムで生き生きした子どもに！』」の配布によって、保護者に邑楽町の学校教育について周知を図り理解を求めるとともに、「ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」の配布によって、家庭と学校が連携して子どもたちを SNS 等のトラブルから守ろうという意識を高めることができました。
- ・ 各学校が、学級活動を核とした特別活動の充実に努め、子どもたちが自分たちの力で学校生活をよくしていこうとする意識を育てるとともに、折り合いをつけながら話し合いによって物事を解決しようとする態度を育てることができました。
- ・ 児童生徒一人一人の客観的な実態把握のために hyper-QU を年 2 回実施し、自己肯定感・自己有用感を育成できるよう教職員が児童生徒の居場所づくりや絆づくり、安心して学習できる環境づくりを意識した学級経営を行ったことにより、児童生徒が生き生きと活動に取り組む姿が多く見られるようになりました。
- ・ 各学校において、児童会や生徒会が主体となっていじめ防止活動を推進し、自分たちの手でいじめを防止しようとする意識を育てることにつながりました。また、生涯学習課と連携して対面方式とオンライン方式の双方を用いた邑楽町いじめ防止子ども会議を開催し、いじめ問題に対する各学校の取組を紹介し合いました。
- ・ 登校しぶりや不登校の児童生徒、子育てに悩みを抱える保護者への相談・支援の体制を充実させるため、スクールカウンセラー（県費）と学校相談員（町費）を配置しました。また、適応指導教室や教育相談室の相談業務の充実や教育相談関係者地域連携会議（年 3 回）の開催、学校相談員・支援員の研修会を通し、不登校傾向にある児童生徒や保護者に対して関係機関が連携して支援を行うことができました。・

- ・教職員に対し「人権感覚チェックリスト」を活用したことや、学習指導案に「人権教育上の視点」を盛り込んだことを通じて、教職員が子どもの人権を意識し、児童生徒一人一人を大切に授業づくりをすることに繋がりました。また、各種研修会や主任会を通じて、人権教育の現状と指導の重点を教職員に周知することができました。
- ・幼保こ小連携推進会議や就学児情報交換会での情報共有、「はぐくみシート・プロフィールシート」による情報の引継を通して、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の連携を深め、入園から中学校卒業まで該当幼児児童生徒への一貫した支援を行うための体制を構築しました。また、各学校（園）において特別支援教育コーディネーターを中心に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、支援の充実を図りました。

〈課題〉

- ・児童生徒の問題行動の背景には、様々な要因が複雑に絡んでおり、学校と関係機関との緊密な連携体制を更に強化していく必要があります。また、ネグレクトや虐待事案も増加傾向にあります。全職員が子どもたちの些細な変化に気付けるようにするとともに、迅速かつ適切な対応が取れるよう組織の体制づくりが必要です。
- ・命の教育とともに、ゲートキーパーの養成やSOSの出し方教育を推進し、子どもたちの命を守るための環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ゲームやSNSの利用時間については、各学校共通の課題となっています。学校・家庭・地域が連携して、望ましい生活習慣を身に付ける子どもを育てるための課題解決策を講じる必要があります。
- ・教職員や保護者が人権教育に関して正しい知識をもち、常時指導として教師や大人が模範を示せるよう、人権感覚をさらに高め、人権教育を推進していく必要があります。
- ・発達障がいについて、全ての教職員が理解を深めるとともに、適切できめ細かな指導を行えるよう、障がいの特性に応じた具体的な指導や支援、保護者の思いに寄り添った支援や助言について、今後も研修を継続していく必要があります。また、障がいに応じた支援を充実させるために、障がい者差別解消法に基づく合理的な配慮に関わる具体的な対応などの正しい理解が必要です。

③体力の向上と健康教育、安全教育の充実

〈実施状況〉

- ・各学校における児童生徒の実態に基づき、取組の重点を示した体力向上プランを作成し、計画的に取り組みました。
- ・命の授業や性教育、ゲートキーパーの養成、喫煙防止、薬物乱用防止教育を実施し、心身に対する健康教育の充実を図りました。
- ・栄養教諭と連携を図り、食に関する指導に計画的に取り組みました。
- ・水害等の災害に対する避難訓練や不審者等に対応した訓練を通して、児童生徒の危険予測及び危機回避能力の育成に努めました。

〈点検評価〉

- ・コロナ禍における児童生徒の体力低下を受け、日常的に興味を持って取り組める運動を各学校が工夫し、運動の習慣化と児童生徒の体力向上に努めました。
- ・小学校では保健体育の授業を中心に、飲酒・喫煙が体に及ぼす害や生活習慣病等について知識を深め、関心を高めることができました。中学校では、命の授業や性教育、ゲートキーパー養成講座、薬物乱用防止教室等を開催し、県の方針に沿って健康教育を充実させることにより、生徒の健康に対する意識を向上させることができました。
- ・栄養教諭が全ての学校を訪問し、食べ物の働きや栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を設定したことは、児童が好き嫌いなく食べようとする意識を高め、食べられることへの感謝の気持ちの芽生えにつながるよい機会となりました。
- ・各種避難訓練等を予告なしで実施するなどの工夫によって、児童生徒が自ら考え対応する場面が増加し、児童生徒の危険予測及び危機回避能力を育成することに繋がりました。また避難訓練では、「おかしも」「いかのおすし」など、子どもに馴染みやすい言葉を活用し、危機回避のために必要な事柄の周知徹底が図られました。

〈課題〉

- ・コロナ禍によって児童生徒の体力低下が見られます。計画的・継続的な体力向上への取り組みが必要です。
- ・学校安全についてはマニュアルの見直しが毎年行われていますが、災害の起こる頻度や規模が年々拡大している現状を鑑み、学区内の幼・小・中が連携して避難訓練を実施するなど、地域が一体となった安全体制を整えていく必要があります。同時に、児童生徒自身が危険を予測し、危険から身を守るための力（危険予測能力・危機回避能力）を身に付けられるよう、引き続き学校・家庭・地域で意識を高めて子どもたちに指導していく必要があります。

（3）教育研究所活動の充実

〈実施状況〉

- ・「ICT 機器ありき」の授業を改善するため、今年度より「ICT 活用研究班」を「授業改善研究班」に改めて2つの研究班（特別活動推進研究班、授業改善研究班）を編成し研究を行いました。各研究員が各所属校の研修において研究発表を行う形式を取り入れ、管内教職員へ研究成果の周知徹底を図りました。
- ・教育相談室において、保護者や児童生徒からの相談にきめ細かに応じました。
- ・教育相談技術認定に向けて、県費職員、町職員ともに積極的な働きかけをしました。
- ・適応指導教室の運営を見直し、児童生徒が再登校できるよう保護者支援と児童生徒のための環境づくりに努めました。

〈点検評価〉

- ・特別活動推進研究班では、「自発的・自治的な活動ができる児童生徒の育成～意見の違いや多様な考えを大切にする学級活動（1）の工夫を通して～」をテーマに、特別活動（学級

会)の授業改善について研究し、各学校における研究授業を管内の教職員に公開しました。また、授業改善研究班では、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の工夫～教科の見方・考え方を働かせ、学びを深める授業実践を通して～」をテーマに、ICT 機器ありきではなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について研究し、管内教職員に向けて授業を公開しました。また、校内研修を通じて各校において研究員が成果発表するとともに、校務支援システムC4 t h上に研究成果をデータで保管し、全教職員で共有を図ることができました。

- ・教育相談室において悩み相談や学習相談を行い、子育てに悩む保護者へのきめ細かな教育相談や支援等を行うことができました。(延べ相談件数190件)
- ・教育相談技術認定において8人が認定され、学校における教育相談体制が充実しました。
- ・適応指導教室において、様々な理由で学級に入れない児童生徒に対し、個に応じた支援を行うことができました。また、子育てについての教育相談を行い、保護者に寄り添った対応を行うことができました。

〈課題〉

- ・町が抱える教育課題を解決するための質の高い研究の推進と、教職員の働き方改革のための業務改善を両立させるために、効率的な研究の進め方をさらに模索していく必要があります。
- ・依然として不登校児童生徒の数が多いため、学校相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室等関係機関が連携を図り、チームとして子どもたちの困り感に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

(4) 学校給食の充実

〈実施状況〉

- ・学校給食法の理念に沿って、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、安全で安心して食べられるおいしい給食の提供に取り組みました。衛生面では、毎日の作業打合せや春季・夏季休業中に衛生研修を実施し、調理員の衛生管理意識向上及び安全な給食づくりにつなげました。
- ・県教育委員会の「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、学校と連携し、アレルギー対応を希望する児童・生徒の保護者と面談を行いました。面談を受け作成された「個別取組プラン」を基に、詳細献立の配布、牛乳停止等の対応を行い、食物アレルギー事故防止に努めました。
- ・小学校の中等度・軽度肥満児童を対象とした「すくすく教室」を実施しました。養護教諭、栄養教諭、体育主任が連携して、身長・体重の経過、食事の組合せ、生活習慣の改善等の指導を行いました。
- ・納入業者から提出された納入品の原材料の配合、産地等の資料を参考に安全な食材料選定に努めました。
- ・食への関心を高め、地元を愛する心を育む取組として、あいあいセンターから事前に提出された出荷計画を参考に献立を作成し、季節ごとに生産される町内産の野菜を積極的に活用

しました。週3回のご飯給食では、町内産米を提供しました。

- ・町内産の野菜やお米を納品してくださる生産者については、「ランチ通信」を学校などで掲示・配布し、子どもたちの生産者に対する感謝の気持ちを高める取組をしました。また、地域食材の活用を推進するために、農業振興課と協力し、生産者との会議を設け、情報交換のほか、実際に給食を食べていただき、学校給食に対する感想や意見等も伺いました。
- ・小中学校の授業（各クラス1授業）や幼稚園の活動では、栄養教諭が参画し、食品の栄養的な働き等についての指導を行いました。そのほか、地元の生産者等を講師として招き、農産物の知識や生産過程などを学ぶ授業も行いました。
- ・給食の時間に幼稚園、小中学校の全学級において、幼稚園では年1回ずつ、小中学校では年2回ずつ、栄養教諭が教室を訪問し、食に関する指導を行いました。
- ・ICTを活用した取り組みでは、給食センターと各クラスをインターネット回線で結び、「オンライン給食センター見学会」を開催。給食センターに見学に来ることができない子どもたちにも、施設内の様子や給食ができるまでを実際に見ていただきました。
- ・給食時間に放送する資料や、校内に掲示する資料を作成し配布しました。家庭には献立表や月ごとの給食目標に沿ったテーマで作成した「給食だより」を配布。また町のホームページにも掲載しました。そのほか、町公式ツイッターで「今日の給食」と題して、給食の写真とコメントを掲載しました。
- ・地域住民対象の「みんなの講座」を2回実施し、33名に対して給食センターの紹介や、給食・食育について説明を行った上で給食の試食をしていただきました。給食センターの衛生的な作業や、食育についての理解も深めていただきました。
- ・栄養教諭が講師となって行った長柄公民館の「親子料理教室」では、学校給食の人気メニューのほか、低学年でも作れるサラダやデザートを作りました。
- ・学校給食費は、原則として保護者等の口座から引き落としをする方法で納めていただきました。
- ・保護者の経済的負担の軽減を図るため、町内小中学校に通う第2子、第3子以降の子の学校給食費について、減免する制度を昨年度に引き続き実施しました。

〈点検評価〉

- ・調理員に対する日々の注意事項の伝達や衛生研修を行ったことにより、食中毒等の大きな事故もなく給食を提供することができました。包丁を使った切菜作業の一つとして、にんじんを星形やハート型などにする飾り切りを行うことにより、幼稚園児や小学校低学年の児童が楽しく給食を食べるきっかけとしました。
- ・学校と連携し、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を基にアレルギー対象者の対応をしたことで、アナフィラキシーショック等のアレルギー事故の発生を防止することができました。
- ・小学校の中等度・軽度肥満児を対象とした「すくすく教室」では、肥満解消に向けた指導を本人や保護者に行い、生活習慣の改善につなげました。
- ・年間を通して、じゃがいも・大根・キャベツ・白菜等の町内産農産物を積極的に使用し、使用量増加を図る取組をしました。使用量は全体で14,041kg。地元の農家の皆様のご協力

により、前年度よりも増やすことができました。来年度も農業振興課と連携し、地域食材の利用を推進していきます。そのほか、米飯については、町内の11軒の農家の方々にご協力いただき、すべて邑楽町産のお米で提供することができました。

- ・各学校等への食に関する指導において、バランスよく食べることの大切さや、農産物生産者等、給食にかかわる人たちのことを伝える授業を通じて、苦手なものでも食べよう、食べ物を大切にしようという意識の定着を図ることができました。また、給食残量については、年度当初は一人一日平均30グラムでしたが、年度末は26グラムとなりました。
- ・町ホームページに掲載している献立表等の更新や、町公式ツイッターでの「今日の給食」の掲載、長柄公民館の「親子料理教室」を通じて、学校給食に関するより多くの情報を提供することで、学校給食に対する理解を深めていただくことができました。
- ・「みんなの講座」に参加された方々の事後のアンケートでは、町内産農産物の活用や食育の取組等に対し、「栄養バランスが取れているので安心しました」「野菜もたっぷり入っていておいしかったです」「おいしかったので、おうちでも作ってみたい」「食育の大切さがよくわかりました」等の評価をいただくことができました。
- ・学校給食費の口座振替により、金銭の紛失等の事故防止や保護者等の利便性を向上させることができました。
- ・学校給食費の減免制度により、多子世帯の経済的負担の軽減につなげました。

〈課題〉

- ・今後も、安全でおいしい給食を提供していくために、給食センターのすべての職員が衛生管理や技術の向上を図る研修を継続的かつ定期的を実施し、給食内容をより充実させることが求められています。
- ・近年、朝食欠如や偏った栄養摂取などの食生活の乱れや、肥満など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。邑楽町でも、園児・児童・生徒の肥満が増加傾向にあるなど、油断はできない状況であり、これらの改善に向け食育はとても重要な役割を担っています。食育は短期間で結果が表れるものではないことから、学校・幼稚園・家庭・関係機関と連携し、効果的な方法を模索しながら継続して実施、定着を目指していくことが必要です。
- ・学校給食費の口座振替により、保護者の利便性の向上や教職員等の事務的負担は軽減されましたが、一方で、保護者に直接催促する機会が減るため、滞納が増えることが懸念されます。今後も、学校、教育委員会、給食センターで情報を共有しながら、連携して対応していくことが必要です。

(5) 学校施設及び付帯設備の整備・充実

〈実施状況〉

- ・町内4小学校体育館エアコン整備工事
- ・町内6小中学校体育館トイレ改修工事
- ・高島小学校東校舎トイレ改修工事
- ・邑楽中学校南校舎外壁及び屋上防水等改修工事

- ・ 邑楽中学校階段手摺り設置等工事
- ・ 邑楽中学校高圧交流負荷開閉器更新工事
- ・ 邑楽中学校職員室エアコン更新工事
- ・ 邑楽南中学校揚水ポンプ更新工事

〈点検評価〉

- ・ 町内4小学校体育館にエアコンを整備し、児童の暑さ対策や避難所として利用する際の環境改善を図りました。
- ・ 町内6小中学校体育館及び高島小学校東校舎の老朽化したトイレを改修し、児童生徒が利用しやすい環境づくりと衛生面の向上を図りました。
- ・ 邑楽中学校南校舎の外壁及び屋上防水改修工事を行い、安全性の確保及び予防保全を図りました。
- ・ 邑楽中学校において、階段手摺りやスロープを新たに設置し、安全の確保を図りました。
- ・ その他、各学校の老朽化した施設や設備の更新・修繕等を行い、機能維持・安全確保に努めました。

〈課題〉

- ・ 子どもたちの利便性と衛生面の向上を図るため、引き続き便器の洋式化を推進していく必要があります。
- ・ 学校は、児童生徒及び教師が一日の大半を過ごす場所であり、災害時の地域避難所にもなることから、引き続き耐震対策を推進し、安全性の向上を図っていく必要があります。
- ・ 学校の施設や設備の老朽化に対しては、継続的に重要度・緊急度を考慮しながら、早急かつ適切に補修等行っていく必要があります。また、安全性の確保のためにも予防保全に向けた対応も必要です。

(6) 就学支援の推進

〈実施状況〉

- ・ 就学援助費の申請漏れを防ぐため、前年度の受給者に対して申請指導を行いました。
- ・ 民生委員に対し、担当地区の受給者一覧表（前年度分）を配付して申請率向上に努めました。
- ・ 就学援助費の年度途中申請に関しては、できる限り直近の収入状況の把握に努め、その時点での状況に応じた認定事務を行いました。
- ・ ICT 機器を活用した授業内容に対応するため、令和4年度から支出項目にオンライン学習通信費を追加しました。
- ・ 小中学校における新入学準備費に関しては、年度内支給が行えるよう申請指導に努めました。
- ・ 入学説明会、町広報誌や町HPによる制度の周知を図りました。
- ・ 義務教育学校卒業後の入学準備金や奨学金の返還請求事務を行いました。

〈点検評価〉

- ・前年度の受給者に申請指導を行うことにより、申請漏れを抑えることができました。
- ・学校や民生委員等と連携し、援助が必要な児童生徒を把握ができました。
- ・オンライン学習通信費を新設したことにより、ICT 機器を活用した授業の推進を図ることができました。
- ・制度の周知を図ることによって、小中学校における新入学準備費の年度内支給をすることができました。
- ・入学説明会等を利用して、制度周知を図ったことにより、新規該当者の掘り起こしができました。

〈課題〉

- ・申請漏れを防ぐため、より一層機関との連携を深めていく必要があります。
- ・受給者の家庭状況等に変更があった場合の把握方法を検討していく必要があります。
- ・支給の基礎となる保護者の所得状況を迅速且つ正確に把握するため、審査体制を強化していく必要があります。

2 未来につながる I C T (情報通信技術) 教育の充実・推進

〈実施状況〉

- ・ICT 機器の有効活用による「個別最適化された学び」や「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を推進しました。
- ・1人1台パソコンによるA I ドリルの活用やソフトウェア活用による意見の共有、共同制作、外部との交流・連携、振り返りの蓄積を行いました。
- ・デジタル教科書、電子黒板の活用による分かる授業の実施に努めました。
- ・各学校が選択した教科書において児童生徒用デジタル教科書を活用した授業検証を行いました。
- ・授業改善研究班を中心とした「授業のねらいを達成するための ICT 機器の有効的な活用法」の研究と情報共有を行いました。

〈点検評価〉

- ・1人1台端末を活用した意見集約や意見交流を効果的に授業に採り入れることで、児童生徒が主体的・対話的に授業に取り組む姿が見られました。
- ・コロナ禍において学校に通うことができない期間がある児童生徒のために、希望者には家庭で授業を受けられるようにオンライン配信を行うことで、児童生徒の学びの保障につながりました。
- ・Google やロイロノートスクール等のソフトウェアを活用し、意見交流や共同制作、学習記録の蓄積等を行いました。児童生徒は ICT 機器の使い方にも慣れ、授業の中で効率的に学習を進めることができました。
- ・教師用デジタル教科書を活用し、視覚的にわかりやすい授業を実施することができました。

〈課題〉

- ・ ICT 機器を使うことが目的にならないよう、教職員の意識を変えていく必要があります。また、ICT 機器が苦手な教員へのサポートや指導力向上のための計画的な研修が必要です。
- ・ 授業で活用するソフトウェアが教員によって違うため、スキル系統表に則った指導を行う必要があります。
- ・ 端末の故障が増えており、扱い方について継続した指導が必要です。

3 学校・家庭・地域の連携

〈実施状況〉

- ・ 各学校ではコロナ禍における感染防止対策を徹底し、日程や内容を工夫しながら授業公開や学校行事を行いました。
- ・ コロナ禍における学校行事への対応や対策について、メールや学校ホームページを活用した情報発信により、保護者に向けて信頼できる学校づくりを推進しました。
- ・ 学校支援センターの整備・充実とコーディネーターの育成に努めました。
- ・ 学校安全管理の推進と学校安全マニュアルの改善・充実に努めました。
- ・ 学校評議員との情報交換及び情報の共有に努めました。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの健全利用について、町ぐるみで児童生徒の健全育成を推進しました。

〈点検評価〉

- ・ 来校者を限定して行事を実施し、教育活動への理解をいただくことができました。
- ・ 災害安全・交通安全・生活安全の3領域について安全マニュアルの見直しを行いました。また、地域と連携した避難訓練・引き渡し訓練を実施するとともに、幼児が小学校に避難する訓練が行われるなど、幼稚園と小学校の連携も図られました。
- ・ 年2回、学校関係者評価を行いました。学校関係者評価の結果から評価項目の見直しや改善策を講じ、よりよい学校づくりに反映することができました。
- ・ 「ケータイ・スマホのか・き・く・け・こ」を全家庭に配布し、学校と家庭で連携して児童生徒の健全育成に関わろうとする意識を高めることができました。

〈課題〉

- ・ 地域の教育力を学校に取り入れるため、学校と地域をつなぐコーディネーターを育成していく必要があります。
- ・ 児童生徒の SNS の使い方などに関するトラブルが増えており、学校と家庭が共通理解のもと連携して指導に取り組む必要があります。

4 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり

(1) 生涯学習推進支援体制の充実

〈実施状況〉

- ・積極的な生涯学習情報の提供として、広報おうらやホームページ、公式SNS、おうらお知らせメール、ポスター、チラシ等を活用し、各施設の教室・講座の告知やイベント情報等を公開しました。
- ・社会教育施設の効率的な運営や事業についての意見交換、日程調整等を行うため、館長・係長会議を毎月1回定期的に開催しました。
- ・広報担当者会議（JOY会議）において、事務局及び各施設の職員が広報おうらの原稿確認にとどまらず、事業の企画や運営の手法等について情報や意見を交換し、事業改善に役立てました。また、今年度もJOYのページ数を6ページ構成とし情報を発信しました。
- ・共生社会ホストタウン推進事業として、町民文化祭でトンガ王国を紹介する展示ブースを設置すると共にトンガ王国関係者と文化交流を行いました。

〈点検評価〉

- ・多様な情報発信手段を用いることにより、幅広い年代へ生涯学習情報を提供することができました。また、対象者を限定した事業等においては、必要に応じて学校や行政区等にチラシを配布したり、社会教育施設にポスターの掲示を依頼したりする等、工夫も行い効果を上げました。
- ・広報おうらに生涯学習専用ページ（JOY）を確保・維持したことで、より多くの生涯学習情報を継続して提供することができました。
- ・公式SNSやおうらお知らせメール等を活用し、急な情報伝達にも対応できました。
- ・館長・係長会議や広報担当者会議（JOY会議）を活用して事業の開催内容や開催時期等の調整を行うとともに、他の施設や関係機関等と連携を図ることができました。
- ・トンガ王国との交流事業を行うことで共生社会実現への取組と、多文化共生の推進を図ることができました。

〈課題〉

- ・新聞等のマスメディアを活用した生涯学習情報の提供をより活発にしていく必要があります。
- ・広報おうらのJOYページについて、情報の見つけやすさや読みやすさを追求し、親しみと楽しさを抱いてもらえるように編集に取り組む必要があります。
- ・各社会教育施設で近い時期に同じような事業を開催することがないよう、それぞれの施設の特徴を生かした事業の実施や役割の分担を進めていく必要があります。
- ・多文化共生社会の実現を目指し、トンガ王国との継続的な関係を構築していく必要があります。
- ・共生社会の実現に向けてさまざまな支援を継続的に実施していく必要があります。

(2) 社会教育指導体制の充実

〈実施状況〉

- ・社会教育委員会を年3回開催し、町の社会教育の推進や課題について協議しました。
- ・社会教育委員の代表が東毛地区及び群馬県の社会教育委員連絡協議会の会議等へ出席しました。
- ・コロナ禍で多くの研修会が中止となりましたが、社会教育職員はオンラインで開催された県や東毛レベルの研修会に積極的に参加しました。
- ・邑楽郡内5町の社会教育担当で構成する邑楽郡社会教育部会で、事務担当者向けの研修会や各種事務の連絡調整・情報交換等を行いました。
- ・講座修了者によるサークル化、組織化を積極的に図ってきました。
- ・社会教育関係団体が行う社会教育事業に対し、補助金を交付しました。
- ・中央公民館の職員1名が社会教育主事講習を受講し資格を取得しました。

〈点検評価〉

- ・職員や関係機関委員の各種研修会への参加により、資質の向上およびネットワークの広がりを持つことができました。
- ・講座修了者によるサークル化や社会教育関係団体の育成、更には指導者の育成や確保を図った結果、社会教育施設を拠点としたサークルが誕生するとともに、その知識や技能を地域の中で還元できる「地域の指導者」が育っています。
- ・社会教育関係団体への助成と活動の支援は、各団体の活動を支えており、地域における社会教育の推進に成果を上げています。
- ・社会教育主事講習を受講し社会教育主事の資格を取得したことで、町の社会教育発展のために活躍することが期待できます。

〈課題〉

- ・町民主体の社会教育活動を積極的に展開していくため、また多様化・高度化する学習要求に対応するため、的確なサポートを行う職員の確保、専門職員（社会教育主事、司書、学芸員）の養成や、有資格職員の適正な配置と活用が必要です。
- ・町の社会教育の振興を図る上で社会教育関係団体の活動の活性化は不可欠であり、補助金交付の適正化を図りつつ、今後も活動を支援していく必要があります。
- ・地域や社会教育施設等で学んだ人が、指導者として自ら学んだ成果を地域に還元することを可能とするシステム（人材登録制度等）の構築を目指し、今後研究・検討を進める必要があります。
- ・社会教育委員会の中で、年間を通して継続的に取り組む課題を検討する必要があります。

(3) 魅力ある学習の展開

〈実施状況〉

- ・令和4年度は中央公民館において、家庭教育・成人教育・情報教育・地域創造事業として35事業（延べ104回、延べ参加者1,823人）、長柄公民館で成人教育・地域創造事業と

して 27 事業（延べ 63 回、延べ参加者 961 人）、高島公民館で 12 事業（延べ 26 回、延べ参加者 221 人）を開催することができました。

- ・中央公民館で 2 歳児とその保護者を対象に「プレ子育てひろば」を 1 回、「子育てひろば」を 18 回実施しました。また、保育付きの講座として、子育て中の親を対象として料理教室等を 4 回開催しました。
- ・高齢者を対象にした事業として、中央公民館で「たけのこクラブ」を 15 回、長柄公民館で「生き生き倶楽部」を 12 回開催しました。
- ・地域創造事業として地域を知り共生社会を創造することを目指し、中央公民館で「邑楽学」を 6 回、長柄公民館で「心のバリアフリー講座（認知症を理解する）」と「世界の食と文化を知る講座」を各 2 回、高島公民館で「韓国料理教室」を 2 回、「初めての点字体験講座」を 4 回開催しました。
- ・障がい者を対象とした「障がい者おうら青年学級」を中央公民館で 11 回開催しました。
- ・情報教育として中央公民館で I T 講習会を 11 講座（延べ 28 回）行いました。
- ・長柄公民館では自然観察教室や邑あるき、トレッキング入門教室などアウトドアの講座を 6 回行いました。

〈点検評価〉

- ・子育てひろばは、スタッフによる参加者へのこまめな声かけ等により、参加しやすい雰囲気を醸成することができました。子育てひろば終了後は自主サークルが立ち上がり、公民館や公園を使った自主的な親子活動が開始されました。
- ・自然観察教室やトレッキング入門講座などは、身近にある自然の素晴らしさを再発見するとともに、健康維持や仲間づくり等の観点から大変好評でした。
- ・地域創造事業として行った講座では、町の自然や歴史、文化財などを学んだことをはじめ、認知症や障がいに対する理解を深め、また食や文化を通して国際交流を行うことができました。
- ・成人や高齢者対象の講座は、町民の学習要求をよく把握したものが多く好評を得ました。開催時間を工夫して、平日昼間だけではなく休日や平日夜間も取り入れて実施したところ、成人男性の参加を得ることができました。参加者からは「会社で昼間の講座には参加できないのでよかった」という声を多く聞くことができました。

〈課題〉

- ・土・日曜日の昼間と平日夜間の利用が比較的少ない状況であり、その有効活用が今後の公民館活動のキーポイントになってくると思われます。若年層・新しい利用者の拡大のために、事業等の実施時間や内容について、より一層の工夫が必要です。
- ・グローバル社会に対応していくため、さまざまな視点での国際理解教育の企画が必要です。
- ・老若男女、障がいの有無、国籍の違い等の壁を取り払った共生社会をつくっていくために、お互いの人格を思いやる心を育てる事業を展開していく必要があります。
- ・各講座ともリピーターを大切にするとともに、新規参加者の開拓が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の公民館離れが進んでいます。今後の町民の

「健康で文化的な生活」を維持していくためにも、公民館に出かけていくきっかけづくりを進めていく必要があります。それと同時に、若年層の公民館利用を促していける事業展開を考えていかなければなりません。

(4) 社会教育事業の充実

〈実施状況〉

- ・公民館運営審議会を年2回開催し、委員から運営に関する意見や、施設の利用者を増やすための施策についての提案を聴取するなどし、解決に向けた取組を行ってきました。
- ・図書館協議会を年2回開催し、委員から図書館の運営について意見を聴きました。
- ・図書館では、利用者の資料要求に対応していくため、要求を丁寧に聴取するよう努めてきました。そして、館内にある資料の提供はもちろんのこと、県立図書館ホームページの県内図書館横断検索を活用してさまざまな資料の要求に応じてきました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等で図書館に来館できない人のために「うちとしょ」として送料無料で貸出郵送サービスを行いました。
- ・移動図書館車「はくちょう号」を町内の小学校（4校）や老人施設（7カ所）に運行し、図書利用の普及に努めてきました。また、学校との連携事業として、ブックトークや小学校各学年の調べ学習への資料支援、小・中学校各学級への団体貸出を実施しました。
- ・8カ月児健診時に赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントし、親子で絵本に親しみ、心のふれあいを持つきっかけをつくる「ブックスタート」事業を実施しました。
- ・図書館視聴覚室を活用した映画会を定期的に開催し、国内外の優れた作品を上映しました。

〈点検評価〉

- ・自分たちでサークルや講座を運営していくサークル育成支援事業や社会教育関係団体への支援等を通して、町民自らが教室やイベントを企画・運営する等、自主的活動を支援していくことができました。
- ・令和4年度の社会教育施設および社会体育施設等の利用者数は、昨年度より66,004人（20%）増加し、延べ実数387,891人でした。徐々にコロナ前の利用者数へ回復する傾向となっています。
- ・図書館は、利用者からの資料要求への丁寧な対応、はくちょう号、ブックスタート、映画会等の地道な取組により、多くの方々に利用されています。令和4年度の入館者数は前年度より増加の91,725人、資料貸出点数は295,724点で、そのうち、はくちょう号の資料貸出点数は22,429点となりました。

〈課題〉

- ・サークル内の会員減少、固定化、高齢化に伴う解散などの傾向が見られることから、会員を増やす方策の検討が求められます。そのために、各種機関委員の意見や町民の声に耳を傾け、新規利用者を増やすための具体的なプランを模索していく必要があります。
- ・図書館の入館者数や貸出点数は、長期減少傾向にあります。スマートフォン等の普及が影響しており、本離れに歯止めをかけることが課題となっています。また、町外在住者による

登録の割合が高く（61%）、今後も町民の利用を増やすための施策を行う必要があります。

（５） 人権教育の振興と啓発活動の推進

〈実施状況〉

- ・ 人権教育推進協議会を年3回開催し、人権教育・啓発活動について意見交換を行いました。
- ・ 人権教育事業運営委員会を年3回開催し、集会所事業の内容や運営について検討しました。
- ・ 県や東毛地区で実施する人権教育指導者研修会に出席またはオンラインにより参加しました。
- ・ 学校と連携し人権擁護啓発作品（ポスター・作文・標語）の募集を行い、優秀作品の表彰を行いました。これらの優秀作品について、ポスターや標語は管内小中学校や社会教育施設等で巡回展を行い、作文は朗読発表または広報紙へ掲載し、町民の人権意識啓発に活用しました。
- ・ 人権擁護啓発作品の優秀作品を作品集にまとめ、各学校・社会教育施設への配布を行い、人権教育の教材として活用しました。
- ・ 人権教育集会所事業として、行政区役員や部落解放同盟邑楽支部役員、育成会、ボランティアの協力を得て、第2区公民館で、知って得するよもやま話講座（全10回）、筋力アップ講座（全2回）、生け花教室（全4回）、リンパマッサージ教室（全3回）などを開催し、地域住民の交流を推進しました。
- ・ 人権教育集会所事業の中で、小学生を対象にした宿題解決大作戦（夏・冬）を実施しました。コロナ禍のため、飲食を伴う教室に代わりスポーツ・レクリエーション体験を実施しました。

〈点検評価〉

- ・ 人権教育集会所事業では、コロナ禍のため参加者の減少が見られました。しかし、その中でも新しい参加者もおり、新たな集いの場を設けることができました。また、事業を継続的に行うことにより、町民の人権意識の高揚や人間関係の改善に一定の役割を果たしました。
- ・ 人権教育指導者研修会の実施等により、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、委員等の資質向上を図ることができました。
- ・ 人権擁護啓発作品の優秀作品の巡回展を12カ所で行ったほか、作文の朗読発表を3回（8人）、「広報おうら」へ作文掲載（13人）をすることで、より多くの人の人権意識を高めることができました。

〈課題〉

- ・ 人権教育集会所事業により第2区公民館の各種教室を計画する際には、地域と参加者のニーズをくみ取り、時間・曜日・期間を工夫し、新しい人が参加しやすいように改善していく必要があります。
- ・ 町教育委員会による人権教育指導者研修会を拡充し、さまざまな人権問題に対する正しい理解を深める機会をより多く提供する必要があります。
- ・ 郡や町の視聴覚ライブラリー資料などを活用し、時代に沿った新しい考え方を取り入れ、広めていく必要があります。

- ・引き続き外国籍の人たちの人権、障がいのある人たちの人権について重点的に取り組む必要があります。

5 地域に根を生やした、たくましい青少年の育成

〈実施状況〉

- ・青少年育成推進員が、夏・冬・春の3季パトロール、非行防止活動などを行いました。また、夏・冬・春の3季パトロールの期間中に小中学校を訪問し、各校と情報交換を行いました。
- ・青少年健全育成推進大会を開催し、町の青少年健全育成に顕著な功績のあった個人・団体や町内で青少年活動に積極的に取り組んでいる青少年個人・団体のうち、1団体・個人7名を表彰しました。
- ・安全安心まちづくり推進協議会が中心となってやまびこ運動（あいさつ一声運動）を実施しました。
- ・二十歳のつどいについては、昨年同様にプログラムや規模を大幅に縮小した式典となりました。ホール内の保護者席を撤廃する代わりに式典の様子をライブ中継し、会場内外数カ所に写真撮影スポットを設けました。
- ・少年・青年対象事業として、中央公民館で13事業（延べ50回、延べ参加人数992人）、長柄公民館で8事業（延べ13回、延べ参加人数206人）、高島公民館で14事業（延べ33回、延べ参加人数341人）とさまざまな事業が実施されました。
- ・3館合同企画として主に親子を対象としたホテル観賞会を、邑楽町ホテルの会の協力を得て2日間実施し延べ197人が参加しました。
- ・邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブ、ボーイスカウト、ガールスカウトをはじめ、青少年が活動主体となったさまざまな団体が地域に密着した活動を展開しました。
- ・長柄公民館では段ボールベッドを使った親子防災教室や学校給食センターの栄養教諭を講師に招いた親子料理教室を行い、親子でさまざまな体験に取り組む機会を設けました。また、子ども和太鼓教室や、群馬県生涯学習センターとの連携により「おもしろ科学教室」を開催しました。
- ・中央公民館と高島公民館では郷土芸能である八木節の後継者育成を目的に、子ども八木節教室を開催しました。
- ・高島公民館では、施設の特性を生かした「子ども陶芸教室」を夏休みに開催しました。また、野外活動を通じて自然に親しんでもらうため、小学生を対象にキッズアウトドア体験教室を開催しました。

〈点検評価〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度中止となった事業の多くを今年度は実施することができ、コロナ前の状況に近づいています。
- ・青少年の健全育成に関わる団体がそれぞれの立場から特色のある事業を展開し、青少年の健全育成に重要な役割を果たしました。また、各施設で少年や青年を対象としたさまざまな教室や講座を開催し、学習意欲の向上やボランティア活動、体験活動の機会を提供するな

ど、一定の成果を上げることができました。

- ・青少年育成推進員の小中学校訪問では、それぞれの学校がその特徴を生かしつつ、児童生徒が学びやすい環境づくりに努めている姿勢を感じることができました。
- ・二十歳のつどい式典会場の写真撮影スポットでは、撮影を楽しむ人々の姿がありました。保護者向けに流したライブ中継もとても好評でした。
- ・ジュニアリーダー養成研修や日頃のリーダー活動への指導助言等により、高校生リーダーの活動が徐々にではありますが、活発化し定着化しつつあります。
- ・中央公民館の障がい者おうら青年学級は、毎回楽しみにしている青年ばかりで欠席がほとんどありませんでした。簡単な料理作りなど自立を目指したプログラムに取り組みました。
- ・ホテル観賞会は、多くの親子の参加を得ることができました。日常の生活ではなかなか見ることのできないホテルを目の前で見ることができて、多くの参加者は感激していました。
- ・「おもしろ科学教室」は学校外活動の充実を図るため、科学実験・科学工作等の体験活動を継続的に開催しています。2年ぶりに3回開催することができ、好奇心旺盛な子どもたちに大好評でした。

〈課題〉

- ・自然体験教室など、子どもたちの自主性・協調性を高める教室をより多く実施していく必要があります。
- ・変化の著しい社会情勢の中、青少年の健全育成を担う指導者の育成が大切です。特に、SNSやインターネット等の利用については、群馬県・群馬県警察から出されている「おぜのかみさま」リーフレット等を基に、児童生徒だけではなく保護者に対しても理解を深める事業を展開していく必要があります。
- ・青少年育成推進員は小中学校訪問で得た情報を青少推活動に生かしていくことが必要です。
- ・二十歳のつどいの式典内容や写真撮影等、今後どうしていくか検討が必要です。
- ・ジュニアリーダーの養成は、「邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブ」に対して継続的に支援を行うと共に、新規リーダーの意識の高揚と知識の向上を図れるよう指導助言を行うことが必要です。
- ・障がい者おうら青年学級は、参加者が自立できる体験を積んでいくことが大切です。新しいことに挑戦したり身近な生活課題を学習したりしながら、青年たちの成長を見守っていかねばなりません。

6 町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興

(1) 芸術・文化活動の推進

〈実施状況〉

- ・邑楽町文化協会に中央公民館利用団体連絡協議会、長柄公民館利用団体連絡協議会、高島公民館利用団体連絡協議会、音楽連盟、茶華道会、伝統文化掘り起し協会等の多くの文化団体が加盟しています。今年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで事業を行

うことができました。

- ・各公民館の展示コーナーを使い、優れた芸術作品に触れる作品展を開催しました。また、展示用ショーケース等を使って、各公民館で活動しているサークルや地域で創作活動をしている方々の展示を常時行いました。
- ・中央公民館の森ホールの特性を生かしたさまざまな文化芸術事業を開催しました。文化芸術鑑賞事業としてコンサートなど 4 事業（延べ参加者 1,275 人）、文化芸術創造事業として邑っ子フェス 2022 など 10 事業（延べ参加者 11,584 人）、文化芸術振興事業として幼稚園・小学校でのコンサートや箏の指導を行いました。
- ・邑楽町出身の書家である故岡部蒼風氏の偉業を後世に伝えるため「岡部蒼風顕彰事業」を実施しました。その中で、岡部蒼風顕彰事業 10 周年記念講演会や作品展、書道教室を実施したほか、「あなたの夢を一文字で」と題して漢字一文字で表現した書を募集し展示しました。

〈点検評価〉

- ・数多くの文化芸術事業によって町内外から多くの来館者があり、中央公民館をPRすることができました。
- ・中央公民館のスタジオ、音楽室、多目的室、小会議室等の設備により、音楽・ダンス愛好者をはじめとした公民館利用の少ない世代の来館者をさらに増やすことができました。
- ・各公民館で活動しているサークルや地域で創作活動をしている方々の展示を行うことで、多くの方に対してのPRとなり、新たに興味関心を持つ人が増えました。
- ・岡部蒼風顕彰事業では、郷土の偉大な芸術家についてPRする機会となりました。

〈課題〉

- ・町民の芸術文化活動は多岐多様にわたり愛好者も増えていますが、その人たちの高齢化や固定化が進んでいる状況です。今後、内容や活動時間等を検討し、若年層がより活動し活躍できる場を提供していかなければなりません。
- ・中央公民館の森ホールでさまざまなコンサート事業等を効率的かつ効果的に運営するためにも、職員が研修する機会を設ける必要があります。また、イベント等のボランティア組織として新たに発足した邑の森サポーターの育成とPRを図っていく必要があります。
- ・中央公民館の森ホールの利用として、コンサートだけでなく、演奏家の録音等で高く評価されている音響設備の素晴らしさを広くPRしていく必要があります。
- ・文化活動の拠点となる中央公民館の文化団体組織の育成を図るとともに、中央公民館を拠点に芸術・文化活動を展開するアーティストの育成等を進めていく必要があります。
- ・岡部蒼風顕彰事業は 10 年目を迎えました。今後も町として、岡部蒼風氏の業績とその作品を広く町民に伝えていく必要があります。

(2) 文化財の保護保存と活用

〈実施状況〉

- ・文化財保護調査委員会議を年2回開催し、文化財の保護や普及啓発について協議しました。
- ・広報おうらJOYに、文化財保護調査委員執筆による「大好き文化財」を連載し、町民へ文化財の存在をお知らせするとともに、文化財保護思想を啓発しました。
- ・中央公民館ロビーにおいて、町指定文化財展を行い文化財の普及啓発を図りました。
- ・宅地造成等に伴う埋蔵文化財試掘調査を実施しました。
- ・各種開発工事に伴う埋蔵文化財包蔵地確認を随時行いました。
- ・群馬県絶滅危惧種である中野沼のマミズクラゲの生息調査を行いました。また、中野沼西沼に水温計を設置し、データの収集を行いました。
- ・学校や公民館へ文化財保護調査委員や文化財担当職員を講師として派遣し、町内の文化財への理解を深めることができました。
- ・町所有の指定文化財松本23号古墳及び行人塚の除草を行い、維持管理に努めました。
- ・県指定天然記念物「高島小学校のトウグミ」の剪定及び施肥による保護養生を行いました。
- ・町指定重要無形民俗文化財伝承教室を開催し、後継者の育成支援を行いました。

〈点検評価〉

- ・マミズクラゲの確認調査および西沼の水温データ収集により、その生態についての基礎的な知見を得ることができました。また、今年もマミズクラゲの発生を確認できました。
- ・重要無形文化財伝承教室への講師派遣を保持団体に依頼することで、コロナ禍の影響による運営危機への支援となりました。
- ・温暖化の影響や生態系の変異により影響を受けやすい天然記念物の巨樹巨木に対して、町や県の関係部局と連携し、今できる処置をいち早く実施することができました。

〈課題〉

- ・中野沼西沼の自然環境を守るため、町としての取組を継続していく必要があります。また、自然環境の経年変化を調査・記録するとともに、適切な保存のあり方について研究していく必要があります。
- ・引き続き文化財展等の展示会を定期的に行い、町民の文化財保護思想の啓発を行うことが必要です。
- ・試掘や発掘調査、歴史調査等の専門知識を持った職員の確保と育成が必要です。
- ・収集した民具等の歴史文化資料を整理し、適切に保存する収蔵場所を確保する必要があります。また、各種の調査報告書や出土した遺物等についても、整理・保存し活用を図る必要があります。
- ・町教育委員会で設置した指定文化財等の説明板の傷みが目立ってきているため、説明板の現状把握を行い補修工事を行う必要があります。
- ・無形民俗文化財の後継者の高齢化や少子高齢化の影響による担い手不足に対して、幅広い年齢層を対象とした伝承教室開催等の支援を継続していく必要があります。

7 町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進

(1) 社会体育の充実

〈実施状況〉

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、町民体育館等の社会体育施設とともに各小中学校の体育施設を開放し、有効活用に努めました。
- ・空手道演武大会、町内対抗女子バレーボール大会、町内対抗卓球大会、町内対抗野球大会、町民体育祭、町長杯争奪近県卓球大会、邑楽町ソフトボールリーグ戦、ジュニアマラソン大会、町長杯争奪近県少年柔道大会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。
- ・町民体育祭が3年連続で中止となったことを受け、町民体育祭に替わる新たな町民スポーツイベントを実施することになりました。
- ・スポーツ少年団は9種目 11団体の登録があり、昨年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として活動休止や自粛などにより限られた活動となっていました。今年度は制限前に近い活動ができるようになりました。
- ・アジア大会、全国大会及び関東大会に出場した選手等に商品券等を支給しました。

〈点検評価〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、徐々に大会などの活動が元に戻り始めています。
- ・全国大会等に出場した選手等への商品券等の支給は、選手等の経済的負担の軽減に寄与するとともに、顕彰にもなっており、活動の励みとなりました。
- ・町民体育祭に替わる町民スポーツイベントの実施に向けて検討会を2回開催し、基本的な方針を決定しました。

〈課題〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない期間が長期に渡ったため、今後の大会運営や活動継続について検討が必要です。また、役員の交代等により活動が継承されないことがないよう支援が必要です。
- ・大会等事業を再開できるようになり次第、競技力の向上とコミュニケーションの醸成を図っていく必要があります。
- ・コロナ禍におけるスポーツ少年団活動は、大会等の中止に伴いモチベーションの維持が難しい状況でした。また、少子化の影響で単位団数の減少が見られることから、組織のあり方や活動の継続に向けて支援を行うとともに、活動環境の整備や指導者の人材育成が最重要課題です。
- ・町民体育祭に替わる新たなスポーツイベントの実施に向け、実行委員会で具体的な内容を決定していく必要があります。

(2) 社会体育指導体制の確立

〈実施状況〉

- ・スポーツ少年団については、各種指導者研修会などが新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となっていました。スポーツ医科学講演会を開催し、日本スポーツ協会公認アスレチックトレーナー理学療法士が「成長期における体幹トレーニングとストレッチ」と題して実技を交えながら講演を行いました。
- ・スポーツ推進委員は、町・郡・東毛地区及び県単位でそれぞれ連絡協議会が組織され、それぞれにおいて研究大会や研修会が開催され、ニュースポーツの知識や技術の習得が行われました。
- ・スポーツ推進大会が3年ぶりに開催され、競技優秀者や体育功労者への表彰を行いました。
- ・スポーツ表彰規程を見直すとともにスポーツ競技優秀団体壮行金交付要綱を制定しました。

〈点検評価〉

- ・体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ関係団体には長い歴史があり、優秀な競技者や指導者が多く育ち、町のスポーツ推進に大きく寄与しています。
- ・スポーツ推進委員は、本来の活動状況を取り戻しつつあり、定期的な会議を開催し、「みんなでスポーツ祭」ではニュースポーツの普及に努めました。
- ・スポーツ表彰規程見直しとスポーツ競技優秀団体壮行金交付要綱の制定により、競技優秀者の表彰や支援の基準を明確にすることができました。
- ・競技優秀者やスポーツ功労者の表彰は、日頃からスポーツ活動に取り組んでいる関係者を励まし、モチベーションの維持に結びついています。

〈課題〉

- ・競技スポーツにおいては、競技人口の底辺拡大と競技力向上のため、各競技団体への支援とジュニアからの一貫した指導を推進する環境を整備する必要があります。
- ・スポーツ少年団から育った競技者（中高生）や指導者の活動の場を確保する必要があります。
- ・中学校部活動の地域移行の方針が示されている中、課題を洗い出し、解決に向けての協議と地域内での安定的な指導者の確保が必要です。

(3) スポーツ関係団体及びスポーツクラブの育成

〈実施状況〉

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、各種スポーツ関係団体の主催する大会が少しずつ開催され、スポーツクラブの活動が徐々に再開されていきました。

〈点検評価〉

- ・前年度に引き続き、感染防止の観点から3密回避・換気や手指消毒・マスクの着用といったルールの徹底の下、活動を続けました。

〈課題〉

- ・組織化されていない競技については、自立した主体的活動が行えるよう、職員が組織化に向けて側面的に支援していく必要があります。
- ・中学校部活動の地域移行の方針を受け、各種スポーツ関係団体、小中学校と連携・協力し、スポーツに関する教育活動の場に、専門的な知識や技能を有する外部講師の派遣が可能となるよう指導体制や人材育成が必要です。
- ・幅広い世代の人たちが、各自の興味関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）について、引き続き調査研究が必要です。
- ・町民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、町民のニーズを踏まえ、多様な地域スポーツクラブの育成・支援について検討する必要があります。

（４）生涯の各時期に応じた各種スポーツ教室・大会などの充実

〈実施状況〉

- ・子ども向けにちびっ子サッカー教室、ソフトテニス教室、ジュニア卓球教室、タグラグビー教室を開催し、一般成人向けにはチャレンジスポーツクラブ、簡単エクササイズ体験教室、美・姿勢ピラティス教室、バドミントンを楽しま Night☆、フィットネスフラ教室を開催しました。
- ・スポーツ大会については、町主催大会や体育協会の町内対抗競技種目は中止となりましたが、体育協会所属の各種スポーツ団体やスポーツクラブでは規模を縮小するなどして大会を開催しました。

〈点検評価〉

- ・スポーツ教室については、参加者にとってスポーツ活動の経験とコミュニケーションを図る良い機会となりました。
- ・コロナ禍でも各種教室を行うことで、スポーツの日常化へのきっかけづくりに努めました。
- ・新型コロナワクチン接種が進み、開催可能な大会から粛々と実施され、従来の活動に近づきつつあります。

〈課題〉

- ・成人男性向けスポーツ教室の機会提供を行っているものの、女性の参加者が多い傾向が続いており、引き続きメニューの検討を要します。
- ・社会活動がウィズコロナに移行する中、各種スポーツ大会を安全に開催するため、主催者側と出場者側が相互に引き続き感染拡大防止を意識しながら大会運営に携わる必要があります。

(5) スポーツ施設の充実と効果的活用

〈実施状況〉

- ・ 体育施設利用団体は、体育館 58 団体、屋外運動場 69 団体、合計 127 団体の登録がありました。社会体育施設のほか各小中学校体育館の夜間開放を行い、貸出管理を行いました。
- ・ 青少年広場やテニスコートのナイター照明の交換修繕を実施し、快適かつ安全に利用できるための環境整備を行いました。

〈点検評価〉

- ・ 各体育施設は、学校開放施設を含め年間を通して有効かつ活発に利用されています。

〈課題〉

- ・ 町民体育館や武道館はそれぞれ設置されてから年数が経過しており、大規模耐震工事が実施されたものの老朽化が進んでいます。今後、総合的スポーツ施設の研究および既存施設の維持管理計画に基づいた年次的、計画的な整備及び施設のあり方や運営等について、あるべき方向性についての議論を進めていく必要があります。
- ・ 利用団体を増やしていくため、引き続き教室の実施や利用団体の立ち上げ等の支援を行う必要があります。

(6) 健康を志向したスポーツの普及拡大

〈実施状況〉

- ・ 各世代を対象にした各種スポーツ教室の実施により、スポーツ活動の日常化への意識付けを行いました。
- ・ 多くの高齢者が手軽なスポーツとしてグラウンド・ゴルフに取り組んでいます。
- ・ スポーツ推進委員が「みんなでスポーツ祭」やニュースポーツの出前教室など積極的に活動を行いました。

〈点検評価〉

- ・ グラウンド・ゴルフや新卓球等のクラブが活発に活動しており、また、スポーツ教室の実施はニュースポーツ普及の良い機会となっており、子どもたちのスポーツへの参加を促し、高齢者等の健康増進への意識を高めることができました。

〈課題〉

- ・ スポーツプログラマーや健康運動指導士など専門的知識を有する職員等の配置と育成が必要です。

◇参考資料

(別表1) 令和4年度中学校卒業生進路状況(令和5年3月31日現在) (単位:人)

区分	男女別	男	女	計	備考
高校進学者		109	122	231	※高校進学者 231名 ・全日制・フレックス 男子 105名 女子 119名 ・通信制・定時制 男子 4名 女子 3名
各種学校等		0	0	0	
就職		0	0	0	
未定		1	0	1	
計		110	122	232	

(別表2) 令和4年度全国・関東中学校体育大会出場状況(単位:人)

大会	種目	男	女	計
関東大会	水泳	1	1	2
	卓球	1	0	1
	計	2	1	3
全国大会	計	0	0	0

(別表3) 令和4年度群馬県体力優良証交付状況(単位:人)

小学校				中学校			
男女別	男	女	計	男女別	男	女	計
1年生	7	11	18	1年生	11	42	53
2年生	10	3	13	2年生	27	38	65
3年生	6	11	17	3年生	20	33	53
4年生	7	25	32	計	58	113	171
5年生	8	16	24				
6年生	9	8	17				
計	47	74	121				

体力テスト内容:握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走またはシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ

※優良証は項目ごとの得点の合計が高い者に交付されます。

※「別表1・2」は、町内2中学校の該当者数をまとめたものです。

※「別表3」については、町内4小学校及び2中学校の該当者数をまとめたものです。

(別表4) 令和4年度世界・全国・関東大会出場状況(中学校体育大会以外) (単位:人)

大会	区分	種目	男	女	計
関東大会	一般・大学生	軟式野球	15		15
		グラウンド・ゴルフ	1	1	2
	高校生	陸上競技	2		2
		軟式野球	2		2
		水泳	1	1	2
		硬式野球	1		1
		サッカー	1		1
		アーチェリー	1		1
		レスリング	1		1
	中学生	水泳競技	2	1	3
		卓球	1		1
	小学生	バドミントン		1	1
	関東大会計			28	4
全国大会	一般・大学生	軟式野球	11		11
		グラウンド・ゴルフ	4	1	5
		バレーボール		3	3
	高校生	ボート		1	1
		バレーボール		1	1
		レスリング	1		1
	中学生	バスケットボール	1		1
		レスリング		1	1
	小学生	バスケットボール	1		1
	全国大会計			18	7
アジア	一般・大学生	レスリング		1	1
合計			46	12	58

第4章 学識経験者の意見

1 学識経験者からの意見

[1] はじめに

昨今、少子高齢化の進行、グローバル化、高度情報化、家族形態やライフスタイルの変容、地域コミュニティの人間関係の希薄化などなど、社会環境や教育環境は大きく変化し、学校教育や社会教育に求められていることも多くなっています。

群馬県では、令和4年度、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す教育を推進し、「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」の実現に向けて取組を進めてきました。

その方針を踏まえ、群馬県では次に挙げる8つの基本施策に沿って具体的に取り組んできました。基本施策とその内容の主なポイントは次の通りです。

1 時代を切り拓く力の育成

- ①時代の変化に応じて、自分の頭で未来を考え、生き抜く力を育成する。
- ②多様化する現代において、多角的に物事を考え、課題を解決する力を育成する。
- ③多様な学びの機会を提供し、社会的・職業的自立に必要な能力を育成する。
- ④社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成する。
- ⑤積極的に異文化を理解し、尊重する態度を身につけ、グローバルな人材を育成する。

2 確かな学力の育成

- ①ICTを活用し、個別的な学びと協働的な学びを通して子どもたちの可能性を高める。
- ②1人1台の端末を活用し、対面指導とオンライン指導により学びの質の向上を図る。
- ③主体的・対話的で深い学びを通して、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、思考力・判断力・表現力等を育成しながら学びに向かう力、人間性を涵養する。
- ④児童生徒がICTリテラシーを身につけ、情報を適切に活用・発信できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成する。

3 豊かな人間性の育成

- ①多様性を認め自他を大切にする心や、自己肯定感や自己有用感を育み、社会性や規範意識を高めるなど健やかな心の育成を図る。
- ②いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する。
- ③体験学習等を通じて本物の文化芸術や自然に触れることにより、豊かな感性を育成する。

4 健やかな体の育成

- ①明るく元気な児童生徒を育むため、体力向上に向けた取組を推進する。
- ②健康教育・食育を推進し、児童生徒の心身の健康を保持増進する。

5 信頼される学校づくり

- ①保護者や地域社会との連携・信頼関係を深める。
- ②様々な問題を抱える子どもたちに寄り添った教育を、発達段階に応じて行う。
- ③教職員が子どもたちとしっかり向き合う時間を確保できるよう、働き方改革を推進する。
 - ④障害のある子とない子の交流・共同学習を推進し、特別の支援を必要とする児童生徒への指導を充実する。

6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

- ①感染症を正しく理解し、児童生徒が安全に学べる環境を整備する。
 - ②学校の施設設備や防災・防犯・交通安全対策等の推進により、安全・安心な教育環境を確保する。
- ③就学支援や外国人児童生徒への教育の充実を図る。
- ④災害や交通事故等から自分自身や周りの人を守る力を育成する。

7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

- ①就学前の教育・保育の提供を推進するとともに、子どもの学びの連続性を保障するための対策を推進する。
- ②市町村や民間団体との連携により家庭教育を支援する。
- ③地域と連携・協働し、学校を応援する地域づくりを推進する。

8 生涯学習社会の構築

- ①学校・家庭・地域・NPO などの連携・協力態勢を構築し、社会教育や生涯にわたる多様な学びを推進する。

今回は、上記の群馬県の指針や重点、基本施策に照らして、邑楽町がどのように教育行政に取り組んできたかに視点を当て、今後の更なる教育の質の向上を願って点検評価をさせていただきました。

[2] 群馬県の教育指針や重点、基本施策を踏まえた邑楽町の教育行政の取組

邑楽町の学校教育・社会教育においては、7つの目標・視点を挙げ、町教育委員会の方針の下に各学校や社会教育施設が施策に基づき、教育委員会関係者が一丸となり、具体的に意欲的に実践してきました。その結果、地道に様々な効果を挙げてきたことが、データ結果や観察・評価、町民の声等から読み取れました。

邑楽町の7つの目標・視点は下記の通りです。

- ①「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進
- ②未来につながる ICT（情報通信技術）教育の充実・推進
- ③学校・家庭・地域の連携
- ④町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり
- ⑤地域に根を生やした、たくましい青少年の育成

- ⑥町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興
- ⑦町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進

《学校教育》

(1) 時代を切り拓く力を育てる学校経営について（県基本施策 1）

- ①県の基本施策の最初に「時代を切り拓く力の育成」が挙げられています。
校長は、「時代を切り拓く力」を身につけた児童生徒を育てる学校づくりのビジョンを教職員・子どもたちにしっかり伝え、保護者・地域に発信する必要があります。
まず、「時代を切り拓く力」とはどのような力か、具体的にどんな力を子どもたちにつけさせるのか、そして、どのような教育課程を編成し、日々の授業の中でどう実践していくのかを教職員と共有し、家庭・地域と連携して児童生徒を育成することが大切と考えます。
町内どの学校も、学校教育目標の明確化を図り、校長が自校で取り組みたい経営目標を重点を絞って設定していました。また、目標の具現化に向けて協働体制で取り組んだことで、各校の目標に近づくことができました。今後も熱い思いを持ってリーダーシップを発揮するよう期待しています。
- ②教育内容の質の向上に向けて、地域等外部の資源活用を含めて教育課程を編成・実施・評価改善の一連の PDCA サイクルを活かした教育活動に、教職員が組織的に取り組みました。その結果、子どもたちの「生きる力」の育成が図られました。
- ③各学校の実態に応じて、教職員個々の適性に応じた校務分掌の割り振りを行うよう配慮したことで、教職員の学校運営に対する参画意識が高まり、個々の意欲と職場のよりよい雰囲気の醸成につながっていました。
- ④各学校において、研修主任と学力向上コーディネーターが核となり、児童生徒が1人1台パソコンを有効活用して ICT 教育に取り組みました。子どもたちの主体的に生き生きと取り組んでいる姿が見て取れました。教職員の活用力の差は縮まってはおりますが、まだ活用力の差はあるので、今後も教職員向けの ICT 研修を継続していくことが必要であると考えます。
- ⑤児童生徒の欠席連絡や各種アンケート、家庭への配布物等をデジタル化したり、校務支援システムを活用したりすることで教職員の働き方改革の一助になっていると考えます。

(2) 確かな学力の育成を目指す教育内容及び教育方法の改善（県基本施策 2）

- ①各学校ともに、文科省が求める「主体的・対話的で深い学び」の実践に向け、課題解決的学習や授業方法を組織をあげて工夫・改善している様子が伺えました。子どもたちが自ら考え、他者との関わりを通して「わかった」「楽しい」と思えるような授業が、授業訪問を通して多く見られました。
- ②各学校が、ICT を効果的に活用しながら「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう授業改善を推進したことにより、児童生徒が学習意欲を高め、課題解決に向けて他者と協働しながら取り組んでいる姿が見られました。邑楽町は、児童生徒1人1台のパソコン、学級用の電子黒板の設置など、県内でもいち早く導入が進んだ結果、教師の活用力が伸びています。このことは児童生徒の学びの充実や学力向上、更には生きる力の育成に大いに役立つと考えます。

- ③どの学校も、新しい教育課程に沿った目指す子どもの姿の具現化と授業力向上のために、めあてを明確にした授業が定着していました。どの子どもも落ち着いて楽しそうに取り組んでいました。
- ④小学校において、教科担当制の充実を図り、専門性を活かした授業指導を行ったことで、授業の質が向上し、子どもたちの学力向上につながっていると考えます。
- ⑤小学校5・6年生は外国語が2020年から教科化となりました。邑楽町においては、以前からALTが各学校へ配置され、児童生徒に関わる時間の量的な確保ができており、英語に慣れ親しむ時間がとれています。外国語活動・外国語の授業に児童生徒一人一人が積極的に楽しく取り組んでいる姿が伺えました。また、邑楽町は中学校の英語科教諭が兼務で小学校の外国語科を担当しているため、児童が英語を楽しく学び、中学校英語科にスムーズにつながっていると考えます。
- ⑥実態把握に基づいて、少人数指導（習熟度別指導など）やTT（ティームティーチング）指導など指導体制の工夫・充実に努めたことにより、個に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができ力を伸ばしています。また、邑楽町では、町費学校指導助手や支援員を配置し、更に、県費学習指導員を配置したことにより個に応じた指導・支援を行うことができ、児童生徒の学習理解を深めることができたことと評価します。

(3) 調和のとれた「豊かな人間性」の育成について（県基本施策3・5・7・8）

- ①昨今、生命が軽んじられているニュースを見聞きすることが多くなりましたが、命の大切さに関する授業や、「SOSの出し方教育」を各学年で実施したことは意義があったと評価したいと思います。
- ②義務教育におけるこれまでの道徳が、2018年度から「特別の教科道徳」として教科となりましたが、邑楽町では、2017年度から、国と県から「道徳教育総合支援事業」の委託を受け、3年間、道徳の授業改善に努め、研究発表を通して高い評価を得ました。現在も各校教職員の道徳の授業改善が推進され、児童生徒の心の成長につながっています。どの学校も道徳の授業においてICTをうまく活用し、考え、議論する道徳の実現に向けた授業改善がなされていて高く評価したいと思います。
- ③「おうら生き生きプラン『規則正しい生活リズムで生き生きとした子どもに！』」の配布によって、学校・家庭が連携して子どもの学習習慣や生活習慣づくりに力を注いだことは健全育成への大きな力になったと考えます。
- また、邑楽町独自の「ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」の配布により、児童生徒・家庭・地域への啓発が図られ、また、SNSから子どもを守るためにも有効であり、今後とも活用していくよう要望します。
- ④人権学習や人権啓発ポスター・作文・標語の作成や回覧・掲示は、人権啓発・意識の高揚に役立っていると思います。人権感覚・人間性を身につけた児童生徒の育成の継続を願っています。
- ⑤各学校において、児童会や生徒会が主体となって、いじめ防止活動を推進し、自分たちの手でいじめをなくしていこうという意識化が図れたことは大変よい活動を実施していると考えます。町を挙げて「いじめ0の邑楽町」を期待します。

- ⑥子どもたちが、本物の文化芸術や豊かな自然に触れる学習を各校が更に推進することを願っています。
- ⑦学校給食費については、町内小・中学校に通う第2子は半額、第3子以降は全額を減免する制度が昨年度に引き続き継続され、保護者の多子負担軽減が図られたと思います。引き続きの子育て支援を期待します。

(4) 体力の向上と健康教育、安全教育の充実（県基本施策4・6）

- ①栄養教諭がすべての学校を訪問し、食べ物の働きや栄養のバランスの大切さ等を学ぶ機会を設定したことは、健康と体について考え、学ぶ、よい機会になったと思います。
- ②小学校では、保健体育の授業を中心に、飲酒・喫煙が体に及ぼす害や生活習慣病について学習し、知識を深め関心を高めました。大人になってからの考え方・生き方に役立つと思われ

ます。
中学校では、命の授業や性教育、ゲートキーパー養成講座、薬物乱用防止教室を開催し、健康教育を充実させることにより生徒の意識向上が図れました。思春期にこれらの学習は非常に大切であり、機を得た学習であったと評価したいと思います。

- ③小学校の中・軽度肥満児を対象とした「すくすく教室」を、養護教諭と栄養教諭で連携して実施しました。成長期に栄養のバランスと体を動かすことを自覚することは、とても大事です。家庭と連携して健康な子どもの育成に今後ともご尽力をお願いします。
- ④学校給食では、食への関心を高め、地元を愛する心を育む取組として、季節ごとに生産される町内産の野菜を積極的に活用していました。また、週3回のご飯給食の米は町内産米を使用しています。また、邑楽町は、ご飯を炊いてから食べ始めるまでを2時間以内となるよう努力しています。

野菜や米を提供してくださる農家の方に感謝し、安全・安心なおいしい給食を食べられることへの感謝の心を育てるために、「ランチ通信」を学校で配布・掲示をしたり、関係者と給食を一緒に食べて交流したりなど感謝の行事を行いました。これからも続けて欲しいと考えます。

- ⑤コロナ禍で体力低下となった子どもたちの体力向上に向けて、各学校で、運動の習慣化と体力向上に努めていますが、今後も継続をお願いします。
- ⑥予告なしの避難訓練を行うことにより、咄嗟の対応力が求められ、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力の育成につながりました。「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉があるように、突然襲ってくるものなので、予告なし訓練も必要であると考えます。並行して、基本的な逃げ方・防ぎ方を学ぶ訓練も行う必要があると考えます。

(5) 学校設備の整備・充実について

- ①小学校と中学校、すべての体育館にエアコンを設置したことは、県内でも画期的なことと考えます。また、トイレの改修も進み洋式のきれいなトイレに生まれ変わりました。子どもたちの1人1台パソコンも県内いち早く導入し、各教室の電子黒板、空気清浄機の設置など町当局の理解と決断に心から感謝いたします。

《社会教育》

(1) 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり（県基本施策 3・8）

- ①広報おうらに生涯学習専用ページ「JOY」を確保・維持していることは、より多くの生涯学習情報を継続して提供することができ、生涯学習に対する町民の関心を高めたと評価します。また、ホームページ、公式 SNS、おうらお知らせメール、ポスター、チラシなども情報発信に大いに役立ちました。今後は新聞等のマスメディアによる発信を更に増やすことを期待します。
- ②家庭教育、成人教育、情報教育、地域創造事業、障がい者学級等、各公民館で工夫をし講座を開催して多くの参加者を得ました。若年層や新しい利用者の拡大に向けて更なる工夫を期待します。また、町民主体の社会教育活動が更に活発化するように、町民の願いに耳を傾け、職員の的確なサポート・アドバイスを期待します。
- ③邑楽町の図書館は、町民の知識向上、娯楽、レファレンスサービス、学校との連携、子育て事業など幅広く役立ち、近隣でも評判が高い施設です。今後も利用者に寄り添った運営をお願いします。
- ④2021年に町が、トンガ王国の「パラリンピックホストタウン」「共生社会ホストタウン」として認定されたことをきっかけに、様々な交流事業を通して、共生社会実現への取組と多文化共生の推進を図ることができました。これからも様々な事業を計画し友好関係を深めていくことを期待します。

(2) 地域に根を生やした、たくましい青少年の育成（県基本施策 8）

- ①町レクリエーション・リーダーズクラブ、ボーイスカウト、ガールスカウトなど青少年が活動主体となって地域に密着した活動を展開していました。今後の継続、活躍を期待します。
- ②青少年健全育成に関わる町の団体が特色ある事業を展開し、青少年の健全な育成に寄与しました。これからの町づくりを担う青少年の育成を今後も期待しています。

(3) 町民に生きがいと潤いをもたらす芸術・文化の振興（県基本施策 3・8）

- ①中央公民館邑の森ホールの特性を活かした様々な文化・芸術鑑賞事業を数多く開催し、好評を得ました。特に、ホールの音響の素晴らしさは定評があります。町民の芸術・文化・芸能の振興につながっていると思いますので、今後も様々な事業の展開を期待しています。
- ②イベント等のボランティア組織として発足した邑の森サポーターの育成と活躍に期待します。
- ③文化芸術振興事業として、幼稚園や小学校でコンサートを行ったり、小学校の音楽の授業に町内で活躍している箏の講師を派遣し、演奏を聴いたり、楽器に触れたりして、日本の伝統音楽の学習の機会を提供していました。今後も子どもたちに貴重な体験の機会を設定し、豊かな心を育てていけるよう期待します。

(4) 町民の健康と明るい生活につながる生涯スポーツの推進（県基本施策 8）

- ①子ども、青年、高齢者など生涯の各時期に応じたスポーツに親しめるよう、体育協会やスポーツ推進委員連絡協議会、育成会やスポーツ少年団指導者等々、関係者の尽力で生涯スポーツ、社会体育が活動しています。参加者の増加、更なる活性化を期待します。

- ②スポーツ少年団は、現在9種目、11団体の登録があります。コロナ禍で活動休止や自粛など限られた活動になっていましたが、制限前に近い活動ができるようになりました。しかし、少子化の影響でスポーツ少年団の数の減少や指導者の確保等大きな課題となっている現状もあり対策が求められます。
- ③中学校部活動の地域移行の方針が出されましたが、国から短期間で対応を迫られ、現場では課題も多いです。今後、解決に向けて、学校、教育委員会、地域等で方法や指導者の確保等々協議・対策をする必要があります。

[3] おわりに

令和4年度は、主に群馬県の指針と重点における基本施策に視点をあて、邑楽町の教育行政について点検・評価をさせていただきました。邑楽町は、学校教育、社会教育（生涯学習）において、子どもたちや町民が、指導者やリーダーのもと人と人同士がつながり、生き生きと学び合うことで効果を上げているのではないかと考えます。邑楽町の教育がさらに向上することを期待し、日頃から、教育行政にご尽力いただいております皆様に感謝申し上げます、点検・評価といたします。

2 学識経験者氏名

大竹 喜代子 氏（元学校長、前教育長）